

安平町行政不服審査会条例（案）に 関する意見募集要領

安平町行政不服審査会条例（案）について、パブリックコメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

1. 意見募集の対象

安平町行政不服審査会条例（案）

2. 公表する資料

①安平町行政不服審査会条例（案）の基本的考え方について

3. 資料の閲覧方法等

①安平町役場のうち、下記において閲覧できます。

- ・早来庁舎 総務課 総務グループ
- ・追分庁舎 健康福祉課 住民サービスグループ

②安平町ホームページに掲載しています。

③その他：安平町ホームページをご覧になれない方については、下記までお問合せください。郵送などでお届けします。

4. 意見の提出方法及び場所

別添の提案書により提出してください。

提案書と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

①持参：安平町役場のうち、下記へ提出願います。

- ・早来庁舎 総務課 総務グループ
- ・追分庁舎 健康福祉課 住民サービスグループ

②郵送：安平町役場 早来庁舎 総務課へ郵送してください。

③ファクシミリ：提案書を下記へ送信ください。

早来庁舎 総務課（0145-22-2511）

④電子メール：提案書を添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。

総務課：soume@town.abira.lg.jp

5. 意見募集期間

平成 28 年 1 月 18 日（月）～平成 28 年 2 月 8 日（月） 17 時 15 分まで。

①持参の場合：月～金（祝日を除く） 8 時 30 分～17 時 15 分

②郵送の場合：2 月 8 日（月）付けの消印まで有効

③ファクシミリ、電子メールの場合：24 時間受付（土日、祝日含む）

意見募集期間の締切日は、17 時 15 分まで。

6. 提案対象者

安平町町民参画推進条例第 2 条に規定する「町民」を対象とします。

- ①町内に居住又は通勤・通学している方
- ②町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

7. 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等について、公表します。

- ①安平町役場のうち、下記において公表します。
 - ・早来庁舎 総務課 総務グループ
 - ・追分庁舎 健康福祉課 住民サービスグループ
- ②安平町ホームページに掲載します。

8. その他

- ①提案書については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。
- ②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱わない場合があります。

9. お問い合わせ先

〒059-1595 安平町早来大町 95 番地
安平町役場 総務課 総務グループ
電話：0145-22-2511 FAX：0145-22-2026
E-mail：soumu@town.abira.lg.jp